

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 共同学校事務室に係る教職員定数の算定に関する特例の削除

教職員定数の算定に関する特例の事由に共同学校事務室が置かれている場合を加える改正を行わないこと。(第一条関係)

二 共同学校事務室の設置に関する改正規定の削除

共同学校事務室の設置に関する改正を行わないこと。(第四条関係)

三 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。